

個人情報保護審議会（第82回）会議録

1 会議の日時及び場所

(1) 日時

平成17年5月25日（水）午後6時から午後7時15分まで

(2) 場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号

兵庫県民会館3階302号室

2 出席委員の氏名

(1) 出席委員

山下 淳

赤坂 正浩

森本 章夫

藪野 正昭

3 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名

(健康生活部福祉局援護室)

援護室長

井上 鉄也

課長補佐兼援護係長

酒井 光代

援護室

島浦 佳樹

4 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名（事務局）

県民情報室

県民情報室長

浜田 充啓

主幹兼個人情報・行政手続係長

井上 勝文

県民情報室

中谷 真紀子

県民情報室

稲岡 和樹

5 会議に付した案件の名称

(1) 調査審議事項

諮問受付番号17-1号案件（オンライン結合による提供の制限の例外について）

【戦没者等の各種給付事業を行うためにオンライン結合により厚生労働省等へ個人情報を提供する件】

(2) 報告事項

個人情報の保護に関する規程準則について

6 議事の要旨

(1) 調査審議事項

諮問受付番号17-1号案件（オンライン結合による提供の制限の例外について）

委員： 諮問受付番号17-1号案件について、実施機関（健康生活部福祉局援護室）より説明していただく。

健康生活部福祉局援護室 着席

健康生活部福祉局援護室の職員から、説明が行われた。

委員： 電子政府というか、自治体と省庁との間でL G W A N等のネッ

トワークを使用して、オンラインで事務処理を行うケースが多くなっている。本件もそのようなものの一つであるが、説明についてご質問・意見を伺いたい。

委員： P 3 の 3 (2) について、「戦傷病者戦没者遺族等援護法等施行事務取扱準則」第 3 条とはどのようなものか。

援護室： 援護に係る事務は、法定受託義務であり、厚生労働省が都道府県に対して事務の実施方法を示したものである。その中において、オンライン処理で行うことができる旨、示されている。

委員： 法令、省令の規定であれば、「法令等に定めがあるとき」に該当し、審議会で審査する必要はないが、そこまでのレベルの規定にはなっていないということになる。

委員： 結局、厚生労働省が定めている事務取扱準則ということか。

援護室： はい。

委員： 本年度に新援護システムを整備して、請求も本年度に行うのか。

援護室： 周知期間が必要なので、市町村の窓口において 3 年以内に申請すればよい。

委員： 新援護システム自体が、今回の戦後 60 周年ということでの特別弔慰金の事務処理で動き始めるということか。

援護室： はい。昨年度から準備が進んでおり、本年度から開始できるように開発が進行している。

委員： このシステムが機能するのは、3 年を経過してからか。

援護室： 6 月より、戦没者のデータを本システムにおいて確認できる。基本的には、現在の法律の義務がなくなれば、支給事務はそこで終わるのだが、法改正等で支給事務が新たに生じれば、本システムを使用できることになる。

委員： 今回の審議会の諮問については、終戦 60 周年にあたる特別弔慰金の支給に係る事務ということでのよいか。

援護室： いいえ。本システムでは、特別弔慰金以外にも、1 (1) (オ) で説明したように、戦没者の妻や父母、戦傷病者の妻にも同様に支給されるような、戦没者等に係る一連の支給事務を処理するものである。今回、一番データ処理が多いものが、特別弔慰金であるので、それについて具体的に説明したところである。

委員： (オ) の 、 、 は日常的な事務であるのか。これも 10 年間に及ぶ事務か。

援護室： 10 年間に限られているわけではなく、それぞれその期間が個別に法律に定められており、その都度事務処理を行うものである。

委員： (ア) と (オ) の 、 、 の給付事務について、オンライン処理をしようとするので、審議会の諮問を得たいという理解でよいか。

援護室： 現在、法律に定められているのは、この 4 つの給付事務である。新たに法律が成立すれば、戦没者に該当するかというチェックをか

けなければならないが、本システムを使用して同様の事務を行うと思われ、タイトルにあるように戦没者等の各種給付義務を行うためにオンライン結合により厚生労働省等へ個人情報を提供することについて、審議願いたい。

委員： 現在この4つの給付事務は、P1のチャートにあるような流れで行われているのか。

援護室： はい。

委員： いずれも特別給付金の申請事務か。

援護室： はい。

委員： 説明において、時間が経過すると対象者が増えるということであったが、新たに戦没者が増えるということか。

援護室： 通常は戦没者等の遺族については、恩給等年金が支給されている。年金を受給している遺族が亡くなると、基本的には受給者がいなくなるわけであるが、遺族に対して何らかの甲意を表そうということで、このような遺族に甲慰金を給付しようというものである。恩給等年金を受給している人が亡くなると、特別給付金を受給する人が発生することになるので、年金受給者が減少すると、特別給付金の受給者が増加することになる。兵庫県においては、約9万人の戦没者がいるが、その全てに対して何らかの形で支給しようとするものである。

委員： 70周年になると、更に当該各種給付事務は増えるのか。

援護室： そういうことになる。

委員： 恩給等年金受給者と各種給付金受給者の総数は変わらないということか。

援護室： はい。

委員： 戦没者、戦傷者の遺族が亡くなれば各種給付金受給者が減少することはあり得るのか。

援護室： 戦没者の死亡当時に生まれている、3親等までの遺族が受給することができる。

委員： どのような情報を送付するのか。

援護室： 基本的にはP5に記載している情報だけを暗号化して送付する。

委員： 重複請求を避けるために、正当な請求者を確認する作業を行うのか。

援護室： はい。

委員： 厚生労働省がオンライン処理について、法令を定めればよかった。

委員： 法定受託事務であり、都道府県が事務を行うので、都道府県が事務の実施方法を定めなければならない。

委員： 全国一律で行わなければならない事務の県の取扱いについては、何らかのルールを作成した方がよいのではないか。

委員： だからといって、県の条例のオンライン結合の規定を緩めるとな

ると、別の問題が生じる。

- 委員： 請求書や戸籍抄本のような、関係書類をどのように処理するのか。
- 援護室： 裁定庁で保管する。
- 委員： 居住地の市区町村が窓口となり請求書を受け付け、裁定都道府県に郵送し、裁定都道府県がオンライン処理を行うのか。
- 援護室： はい。
- 委員： 請求者が電子申請を行うという形にはしないのか。
- 援護室： 紙文書が本体で、それを元にデータベース化する。また、請求者の多くが高齢者であるので、請求者の利便に資するためには、電子申請は向かないと考えられる。
- 委員： オンライン処理はあくまで二次的な事務処理の便宜を図るためのものか。
- 援護室： はい。
- 委員： 申請者に対して、請求書の内容がオンライン処理されることに関する説明をするのか。
- 援護室： 今のところは考えていない。
- 委員： 紙文書、電子データはそれぞれ誰が責任を持って管理するのか。
- 援護室： 紙文書は、最終的に裁定庁に保存され、電子データは、全てのデータがデータセンターで一括して保存される。データセンターから裁定庁が見ることができることになる。
- 委員： 兵庫県が送付したデータの責任は誰が取るのか。
- 援護室： 兵庫県のデータに関しては、兵庫県に責任がある。県は、契約によりデータセンターに送付する。
- 委員： 個人情報保護にから考えると、当該データの開示請求を誰に対して行うのか。
- 援護室： 裁定庁に対して、紙文書の開示請求を行うことができる。
- 委員： 問題となるのは、データ入力ミス、データ流出の責任は誰が取るかということである。
- 援護室： ネットワークにおいては、本システムと他のシステムは結合できない。又、本システムには先ほど説明したような保護措置が採用されている。
- 委員： 請求書にデータベース化する旨を記載するほうがよい。データベース化する旨を記載できないのか。
- 援護室： 厚生労働省の要請に従い事務を処理しており、用紙も厚生労働省から送付されるので、都道府県としては対処できない。
- 委員： 広報は誰が行うのか。
- 援護室： 厚生労働省又は都道府県が行う。
- 委員： その際にオンライン化する旨を公表することもできるのではないか。
- 委員： 請求時の説明がよいのではないか。

- 委員： 窓口は市町村であるから、難しいだろう。
- 委員： 現実的に地方自治体の裁量はあるのか。
- 援護室： 厚生労働省の規則がほとんどを占めているので裁量はない。
- 委員： 裁量の採りうる余地があるとすれば、データセンターと契約を締結しないことくらいであろう。
- 援護室： 厚生労働省は、都道府県における事務の便宜を図るためのシステムであると説明している。
- 委員： 国と都道府県、あるいは市町村を結んだ事務のネットワーク化は、今後増加すると考えられ、個別に審議していくのかどうか、今後の推移を見る必要がある。

健康生活部福祉局援護室職員 退室

- 委員： 事務局から事前に送付されてきた資料を見て、答申の試案を作成した。意見を伺いたい。
- 委員： 答申案1の「完全にチェックすることはできません。」を「完全にチェックすることは困難です。」としてはいかがか。
- 委員： 異議なし。
- 委員： 4(1)の「新たな戦没者」というのは、「新たに弔慰金を申請する戦没者」という意味でとらえてよいか。
- 事務局： はい。
- 委員： 新たな戦没者はいないので、「新たな」は不要であろう。
- 委員： 4(1)の「新たな」は不要だと思うが、その趣旨が我々の理解をかけ離れていないか、事務局に援護室への確認をお願いする。理解と違わなければ、「新たに」を削除して答申を確定させることでよいか。
- 委員： 異議なし。

(2) 報告事項

事務局より個人情報の保護に関する規程準則等の報告が行われた。

- 委員： 出資法人についての規程準則というのはこれに準拠して各出資法人が現在の規程を見直し、改正を行うということによいか。
- 事務局： はい。それぞれ多少異なるところはあるが、個別協議を行うことにしている。
- 委員： それでは本日の審議はこれまでとする。

7 会議に付した資料

個人情報保護審議会(第82回)資料